

業務要求水準書

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
水準-1	1	1	(1)				別紙1～10に示される事業対象箇所以外の土地（発電機棟外）に、液体燃料タンクを設置することは可能でしょうか。可能である場合、場所の指定があれば提示下さい。	原則として事業対象箇所以外の設置はできません。
水準-2	1	1	-1				10～50号機共通付帯設備については更新対象と更新対象外が混在していますので、更新対象を具体的にご教示下さい。	配布した資料及び現地の調査により判断してください。
水準-3	1	1	(2)	ア	(ア)		中型球形ガス貯留タンクには、消化タンクで発生したガスが、途切れることなく連続的に供給されると考えてよろしいでしょうか。もし間欠的な供給である場合には、詳細をご教授頂きたい。	消化ガスの供給は連続的に行われるものと考えて下さい。
水準-4	1	1	(2)	ア	(ア)		消化ガス設備の既設更新において設備の全停止が必要な場合、消化ガス設備へのガス供給全停止はどの程度の期間可能なのでしょうか。	貯留設備は次のとおりです。総貯留量は約33,000m <sup>3</sup> で、時間にして約16時間程度です（参考 低圧ガスホルダ 8,000m <sup>3</sup> ×2基、中圧ガスホルダ 2,200m <sup>3</sup> ×2基[0.39MPa～0.8MPa]）。
水準-5	1	1	(2)	ア	(ア)	e	「1・2号焼却休止・解体に伴う消化ガス使用量減少を折り込むこと」とありますが、業務要求水準書資料別紙17には、1号炉に該当する実績値が記載されておりません。1号炉の消化ガス使用量実績をご教示ください。	1号炉は消化ガスは使用していません。

業務要求水準書

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
水準-6	2	1	(2)	ア	(イ)		提案書作成における消化ガスの発熱量は、提案者側にて設定してよろしいでしょうか。	ご質問の通りとして頂いて結構です。
水準-7	2	1	(2)	ア	(イ)		既設設備ではシロキサンについてどのような対策を行っているか、ご教示いただけますか。	シロキサン対策は行っていません。
水準-8	2	1	(2)	ア	(イ)		<消化ガス成分の概要>の根拠資料である別紙19の分析は各系列の消化タンク出口における分析値と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
水準-9	2	1	(2)	ア	(ウ)		提案に際して事業費、収支等の諸試算を行う場合は、試算の根拠となるガス発電設備の年間使用量として、標準使用量1,200万Nm <sup>3</sup> /年を用いることとありますが、発生量の変動要因をどのように見込めば良いかなど試算条件を具体的に提示願います。	消化ガス発生量の変動のし方については、過去の消化ガス使用量実績等からご判断下さい。
水準-10	2	1	(2)	ア	(ウ)		消化ガスに関する条件「更新工事期間中及び定期修繕中のやむを得ない場合は、既存の安全燃焼装置による消化ガスの燃焼を横浜市に依頼することができる。」とありますが、消化ガス発電設備の停電中も余剰ガス燃焼装置を運転していただけるのでしょうか。	詳細は優先交渉権者決定後の協議により決定されますが、基本的な考え方はご質問の通りです。
水準-11	2	1	(2)	ウ			「市は無償で消化ガスをPFI事業者に提供するがその義務を負わない」と記載ありますが、市が全く消化ガスを提供しなくなれば、本事業の継続が困難ですので、義務を負うとして頂けないでしょうか。	横浜市は消化ガスの供給義務を負いませんが、大幅な消化ガス供給量の変動に対しては、PFI事業者と横浜市との協議により対処するようになっています。

業務要求水準書

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
水準-12	3	1	(2)	イ	(ク)		「…供給時間帯の変更も可能とする」とありますが、完全停止も含むものと考えてよろしいでしょうか。	計画に基づく完全停止は含まれます。
水準-13	3	1	(2)	イ	(ケ)		H17年度の契約以降、東京電力が電力単価を下げた場合、事業者の供給単価も連動して下げる必要があるのでしょうか。	連動させる必要はありません。
水準-14	3	1	(2)	イ	(ケ)		基準発電単価（東京電力より購入を想定した場合の電力単価）とは、東京電力から購入する場合の電力従量料金と考えてよろしいでしょうか。	北部汚泥処理センターが東京電力から購入した電力の総単価（基本料金含む）と考えてください。
水準-15	3	1	(2)	イ	(ケ)		基準発電単価の算定方法をご教示ください。	北部汚泥処理センターが東京電力から購入した電力の総単価（基本料金含む）における過去5年間程度の平均単価を想定しています。基準発電単価そのものの開示予定はありませんが、平成15年度の当該単価は10.80円/kwhを参考にしてください。
水準-16	3	1	(2)	イ	(ケ)		基準発電単価の開示はなされないのでしょうか。	北部汚泥処理センターが東京電力から購入した電力の総単価（基本料金含む）における過去5年間程度の平均単価を想定しています。基準発電単価そのものの開示予定はありませんが、平成15年度の当該単価は10.80円/kwhを参考にしてください。
水準-17	3	1	(2)	ウ	(ア)		消化タンク加温用温水、空調用及び給湯用熱源温水のデマンドカーブを提示御願ひ致します。また、まったく需要がない期間もあるのでしょうか。最低需要熱量とその継続時間をお教え願ひたく。	データについては関心表明者に提示いたします。

業務要求水準書

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
水準-18	3	1	(2)	ウ	(ア)		「横浜市には熱の引き取り義務はなく、」とありますが、これは熱の余剰分に対する引き取り義務のことであり、熱引き取りが不要な月は横浜市様からPFI事業者へ熱供給の基本料金を支払わないということではないと解釈してよろしいでしょうか？	ご質問の通りです。
水準-19	3	1	(2)	ウ	(ア)		温水供給において熱の余剰分については事業者責任にて処理を行なうこととあります。現設備における運転状況を確認するため、過去の運転帳票（消化タンク加温用温水の水温・送水量等及び空調用及び給湯用熱源蒸気の温度・蒸気量等）・運転日誌等をご提示下さい。	データについては関心表明者に提示いたします。
水準-20	3	1	(2)	ウ	(ア)		熱の供給について、「横浜市には熱の引き取りの義務はなく、熱の余剰分についてはPFI事業者の責任と負担で処理する」とありますが、公募要項のP3、1章、5、(5)、ア では温水供給の対価が述べられています。引取り義務がないのは余剰熱であるという解釈でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
水準-21	4	1	(2)	ウ	(イ)	a	消化タンク加温用温水を70 よりも高い温度で供給する場合でも 供給水量 6.6m <sup>3</sup> /分以上の流量が必要でしょうか。（供給熱量が要求値ではなく、流量確保も必須でしょうか）	汚泥消化タンクへの加温は、温水を70 以上で供給すると、嫌気性消化をおこなう生物相に悪影響をおよぼします。よって温水槽の温度管理は65～70 を厳守してください。ただし、現状では冬期に給水量が不足することがあります。

業務要求水準書

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
水準-22	4	1	(2)	ウ	(ウ)	a	空調用及び給湯用熱源温水の供給が必須であれば、要求最低値、最大値をご提示ください。	様式5-4-3の「消化槽加温必要熱量」欄の1割増の熱量を、消化タンク加温と空調用及び給湯用として必要な全熱量の目安としてください。
水準-23	4	1	(2)	ウ	(ウ)	a	空調用温水の戻りはないでしょうか。戻りがある場合はその温度をご教授下さい。	吸収式冷凍機の入口温度は85～90 度です。出口温度は80 前後です。
水準-24	4	1	(2)	ウ	(ウ)		空調用及び給湯用熱源温水（もしくは蒸気）に関し、それぞれ必要供給量をご教示ください。	様式5-4-3の「消化槽加温必要熱量」欄の1割増の熱量を、消化タンク加温と空調用及び給湯用として必要な全熱量の目安としてください。
水準-25	4	1	(2)	ウ	(ウ)		空調用及び給湯用熱源温水において「供給温度 90 以上」とありますが、温水戻り温度は何 程度でしょうか。	吸収式冷凍機の入口温度は85～90 度です。出口温度は80 前後です。
水準-26	4	1	(2)	エ	(ア)	d	使用責任最大量とは想定日最大使用量(4万9千Nm <sup>3</sup> /日)と読み替えてよいですか。定義があれば提示願います。	ご質問の通りです。
水準-27	4	1	(2)	エ	(ア)		安全燃焼装置による消化ガスの燃焼を依頼することは無償で行えると考えて宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。
水準-28	4	1	(2)	エ	(ア)		電気の切替工事における全停止の期間、現状の圧力設定範囲では低圧・中圧ガスホルダーにガスを貯留できる時間は既設余剰ガス燃焼装置をフル稼働しても20時間程度です。この時間を少しでも延長したく、中圧ガスホルダーの設定圧力をMaxまで上げたいのですが、ガスコンプレッサーの昇圧能力の上限値をご教示ください。	ガスコンプレッサーの昇圧能力は、0.8MPaです。

業務要求水準書

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
水準-29	4	1	(2)	工	(ア)		既設余剰ガス燃焼装置の運転は横浜市殿が実施し、事業者側は性能、安定性等のリスクについては所掌外と考えますが、よろしいですか。	ご質問の通りです。
水準-30	4	1	(2)	カ	(ア)		工事用電力の単価もPFI事業者の提案する従量料金にて供給いただけるのでしょうか。	ご質問の通りです。
水準-31	4	1	(2)	カ	(ア)		「横浜市が指定する場所に必要な設備を建設することにより引き込みを行い～」とありますが、ガス発棟内の建築照明、動力設備の設置場所、電源系統などが明確でないため、これらの情報を開示願います。	動力設備（工事用動力設備を含む）は、汚泥管理棟から供給します。ただし、ケーブル工事はPFI事業者の負担とします。照明についても同様です。
水準-32	4	1	(2)	カ	(ア)		ガス発棟のユーティリティー設備についてPFI事業者と横浜市様の管理区分を具体的にご教示願います。	事業者が配線するケーブルの一次側以降を想定しています。
水準-33	4	1	(2)	カ	(ア)		ガス発棟内部の電気設備構成は、PFI事業者と横浜市様の管理区分のユーティリティー使用電力が明確に管理できる構成となればよいという解釈でよろしいでしょうか？	質問のとおりです。
水準-34	4	1	(2)	カ	(ア)		発電設備の補機器等の使用電力についてはすべて横浜市殿からの電力供給を受ける形にしなければならないのでしょうか。 また、補機器動力には建築設備の換気ファン等、建築設備機器は含めないと考えてよろしいでしょうか。	発電設備停止時の保安電源・起動時用の電力は、横浜市から供給することは可能です。また、発電補機動力は給排気ファン等発電機の運転に必要なもののみとします。

業務要求水準書

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
水準-35	5	1	(2)	カ	(イ)		上水の供給を受ける場合、横浜市の指定する場所に必要設備を建設するとありますが、具体的にどのようなものですか。	現地調査の結果、発電機棟及び既設発電設備の完成図書等から適宜ご判断下さい。
水準-36	5	1	(2)	カ	(イ)		上水の供給容量（供給水量・圧力・口径等）及び引き込み場所をご教示下さい。また、使用量には制限はありませんか。	引き込み場所については現地調査の結果等から適宜ご判断下さい。使用量に制限はありません。
水準-37	5	1	(2)	カ	(ウ)		下水処理水の取り合い点位置、形状、及び供給圧力、供給可能水量をお教えください。	現地調査の結果、発電機棟及び既設発電設備の完成図書等から適宜ご判断下さい。
水準-38	5	1	(2)	カ	(ウ)		下水処理水の供給を受ける場合、横浜市の指定する場所に必要設備を建設するとありますが、具体的にどのようなものですか。	現地調査の結果、発電機棟及び既設発電設備の完成図書等から適宜ご判断下さい。
水準-39	5	1	(2)	カ	(ウ)		下水処理水の供給容量（供給水量・圧力・口径等）及び引き込み場所をご教示下さい。また、使用量には制限はありませんか。	現地調査の結果、発電機棟及び既設発電設備の完成図書等から適宜ご判断下さい。
水準-40	5	1	(2)	カ	(エ)		汚水管の取り合い点位置、形状および利用水量制限をお教えください。	現地調査の結果、発電機棟及び既設発電設備の完成図書等から適宜ご判断下さい。
水準-41	5	1	(2)	カ	(エ)		横浜市の指定する汚水管に排水することとありますが、排水管との取り合い箇所を図面にてご教示下さい。また、排水管の図面をご提示下さい。	現地調査の結果、発電機棟及び既設発電設備の完成図書等から適宜ご判断下さい。
水準-42	5	1	(2)	カ	(エ)		冷却後の汚水を直接放流するために必要な水質検査の項目と頻度をご教示ください。	関係各局と調整の上、項目・頻度を設定してください。

業務要求水準書

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
水準-43	5	1	(2)	カ	(工)		汚水の排水において減量認定はされると考えてよろしいでしょうか。その場合、認定の基準をご教示ください。	横浜市下水道条例、横浜市下水道条例施行規則等に従って、減量認定に必要な諸手続を行ってください。
水準-44	5	2	(1)	ウ			更新の範囲は「消化槽加温用の温水槽（温水槽を含む）までの必要な設備」とありますが、全体シート（別紙4）では温水槽は今回事業対象に含まれません。更新範囲に温水槽は含まれないと考えてよろしいですか。	図面に誤りがありました。修正した図面（CAD）を配布致します。
水準-45	5	2	(1)				屋上に新設する機器が、既設の避雷針のカバー範囲をはずれる場合、避雷針の更新も事業者の責にて実施必要でしょうか。	ご質問の通りです。
水準-46	5	2	(1)				事業期間内に事業者が使用するトイレも新設必要でしょうか。下水道局殿のトイレは使用できませんでしょうか。	条件付で、トイレ・給湯室・会議室等の使用を許可します。
水準-47	5	2	(1)				更新対象範囲には、SPCとして必要と考える監視室、会議室等の各居室、トイレ等を発電機棟内に設置する建築工事（建屋改造工事）も含まれるのでしょうか。あるいは、汚泥管理棟の一部を使用させていただけるのでしょうか。	条件付で、トイレ・給湯室・会議室等の使用を許可します。
水準-48	5	2	(1)				更新対象範囲がア～ウにて明示されていますが、事業者の判断によって更新対象範囲の考え方が異なる可能性がありますので、図面（シート・平断面図）及び設備一覧表にて更新対象機器・更新対象配管を具体的にご教示下さい。	配布した資料及び現地の調査により、判断してください。また、対象範囲についても事業者の裁量とします。



業務要求水準書

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
水準-49	6	2	(4)	ア			「電力の取合点は～受電盤内ケーブル接続端子とする」とありますが、ガス発電設備の更新により発電機棟1階汚泥配電室ガス発電受電盤側の改造を要する場合は、PFI事業者の費用負担となるのでしょうか？	PFI事業者側の起因による受電盤の改造は、事業者の費用負担となります。
水準-50	6	2	(4)	イ	(ア)		消化タンク加温用温水の取合い点は冷水タンクではなく温水タンクではないでしょうか。	温水供給の取合い点は、温水タンク出口の第一フランジとします。温水の戻りの取合い点は、冷水タンクの温水戻り管接続フランジとします。
水準-51	6	2	(4)	オ			「監視制御に必要な信号はPFI事業者が取合盤を設置し～」とありますが、この取合盤はPFI事業者が設置する他の盤と兼用してもよいと解釈してよろしいでしょうか？	兼用した場合、自らの責任において取合盤の管理を行い、市との信号取合いに際し、支障のないように取合い端子を整理して配置することとしてください。
水準-52	6	2	(4)	オ			「監視制御に必要な信号はPFI事業者が取合盤を設置し～」とありますが、ここでいう監視制御とは、北部汚泥処理センター様側の既設中央監視制御設備のことと解釈してよろしいでしょうか？	汚泥処理センター中央計算機とのアナログ信号、デジタル信号、パルス信号の授受及び下位の制御設備とのアナログ信号、デジタル信号(故障、インターロック信号等)を想定しています。
水準-53	6	2	(4)	オ			横浜市様側で必要なガス発電設備の信号とは別に、PFI事業者側で安全な監視制御を行うために必要となる横浜市様側設備の信号が存在すると考えられます。これらの信号については、 ・横浜市様側設備の改造はPFI事業者が行う ・横浜市様側設備からガス発電設備へのケーブル引き込みはPFI事業者で行う という解釈でよろしいでしょうか？	取合い盤以降の横浜市側のケーブル類、既設設備の改造等は、市の負担とします。

業務要求水準書

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
水準-54	6	2	(4)	オ			<p>「センターで信号を取りに行くものとする」とありますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取り合いに必要な横浜市様側設備（コントローラ、監視装置、帳票システム等）の改造</li> <li>・取り合いに必要なケーブル類については横浜市様の負担と考えてよろしいでしょうか？</li> </ul>	取合い盤以降の横浜市側のケーブル類、既設設備の改造等は、市の負担とします。
水準-55	6	2	(4)				上水の取り合い点位置、形状、及び供給圧力をお教えてください。	水槽入口弁以降をPFI事業者管理とします。消火栓用上水は横浜市とします。
水準-56	8	3	(1)	ア	(ウ)		更新対象既設発電設備の維持管理期間において既設発電設備維持管理運営関連資料に基づいた定期点検（計画）を実施した場合、事業者の過失なく故障等が生じた場合の修繕費や点検時の予定外作業については、横浜市の負担と考えてよろしいですか。	事業者の負担とさせていただくこととしています。
水準-57	8	3	(1)	ア	(ウ)		更新対象既設発電設備には10～40号機の付帯設備も含まれると考えます。このため、付帯設備についても更新対象既設発電設備の維持管理期間において事業者の過失なく故障等が生じた場合の修繕費や点検時の予定外作業については、横浜市の負担と考えてよろしいですか。また、付帯設備についても維持管理運営関連資料を教示下さい。	事業者の負担とさせていただくこととしています。

業務要求水準書

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
水準-58	8	3	(1)	ア	(ウ)		事業者提案により点検インターバルを延長したり、点検内容のランクを下げた場合の事業者の責任範囲を具体的にご教示下さい。	既設設備の点検周期予定は、示したとおりで点検周期の延長、点検ランクの低下による責任は事業者にあります。
水準-59	8	3	(1)	ア	(ウ)		「・・・各既設発電設備工事着工前日まで」とあるのは「・・・各既設発電設備運転停止日まで」の間違いではないでしょうか。	更新対象既設発電設備については、運転を停止したのちも撤去工事に着工するまでは、事業者には運営・維持管理の義務があるという考え方で
水準-60	8	3	(3)	ア	～(カ)		各末尾に「適切に確保する」、「確保する」とありますが、できるだけ定量的な指示をお願いします。	ご質問の文言につきましては事業者の方々が適宜ご判断下さい。
水準-61	8	3	(3)	ア			発電機棟保守管理業務とは、別紙2記載の事業範囲(赤点線の範囲)内に限るとの理解で宜しいでしょうか。その場合、実際の保守管理業務範囲(境界)は別紙5～8平面図のカラー表示設備部分及び別紙9～10断面図に絵図として記載されている設備のみとの理解で宜しいでしょうか。仮に、保守管理業務範囲が発電機棟1棟全てということであるとするならば、それは公募要項にて示した業務範囲から逸脱しており、ビル管理業務という本来求められている業務とは違う業務が発生することから、保守管理業務範囲の見直しを御願いたい。	発電機棟の保守管理も業務の範囲に入ります。
水準-62	8	3	(3)	ア			発電機棟保守管理業務の計画にあたり、これまでの発電機棟保守管理履歴をご教示いただけないでしょうか。	H15年度にガスブスター(一次消音器)の側溝の防水工事を実施しました。

業務要求水準書

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
水準-63	9	3	(3)				「見学者に対して不快感を与えないように」とありますが、見学可能な範囲については安全を考慮し常識的な範囲でPFI事業者側で決定をさせていただきたいと考えますが、よろしいでしょうか？	P F I事業者の裁量で決定して頂いて結構です。
水準-64	9	3	(3)				温水の供給能力を維持するための保守管理業務は発電設備から温水槽、冷温水槽まで（槽以降の2次側は含まない）と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。ただし、市が必要とする温水になるよう温度管理をお願いします。
水準-65	9	4	(1)				横浜市生活環境の保全等に関する条例適用に当り、既存設備のばい煙発生施設に係る粒子状物質の排出量の明細をご教示下さい。	データについては関心表明者に提示いたします。
水準-66	10	4	(1)	ア			センターの敷地境界において規制基準を遵守することとあります。既設ガスエンジンの排気騒音値及び振動値をご教示下さい。また、当該施設はセンター敷地境界から離れているため、センター内の他の施設から発生する騒音データ及び振動値、また発電機棟の防音及び振動に関わるデータ等も必要となります。敷地境界における騒音値及び振動値を算定するために必要なデータをご教示いただけますか。	データについては関心表明者に提示いたします。
水準-67	10	4	(1)	ア			本事業提案における騒音及び振動計算の参考として、現状の既設発電設備における、センター敷地境界での騒音及び振動計算内容をご教示いただけないでしょうか。	データについては関心表明者に提示いたします。

業務要求水準書

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
水準-68	10	4	(1)	イ			過去の光化学オキシダント注意報発令に伴う一回当りの出力調整の平均的な時間を提示願います。	平成15年度の実績としては、平均2時間27分です。
水準-69	10	4	(1)	イ			光化学オキシダント注意報発令時の10%出力調整とは、「注意報発令中は発電設備の出力を10%低下させること」と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
水準-70	10	4	(1)	ウ			常時監視項目の環境保全局へのデータ転送方式をご指示願いますが、また、データ転送に必要な設備は新規に設置することになりますか。	排気ガス分析計を設置し必要データをテレメータで保全局に伝送しています。テレメータ機器(データ伝送装置)は既設を使用してください。
水準-71	10	4	(1)	ウ			環境測定項目について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス分析装置は更新対象なのでしょうか？</li> <li>・環境保全局へのデータ伝送方法と伝送設備の事業者の管理区分をご教示願います。(データ伝送装置は保全局の管理と考えてよろしいでしょうか？)</li> <li>・下水道局側での監視項目として必要なものがあれば項目とデータの受け渡し方法をご教示願います。</li> </ul>	ガス分析装置は平成13年度に設置し、年1回の保守点検委託を実施しています。データ伝送装置は本市の管理とし、それ以降はPFI事業者の管理とします。
水準-72	10	4	(1)	ウ			更新対象外既設発電設備について、環境測定項目に関する計画値(設備仕様)および実績値がありましたらご教示ください。	データについては関心表明者に提示いたします。

業務要求水準書

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
水準-73	10	4	(1)	エ			ISO14001にかかる費用負担について、市の費用負担との理解でよろしいでしょうか。	該当箇所はセンターの環境マネジメントシステムに合致した環境マネジメントシステムの構築をPFI事業者に要求するものであり、そのための費用は事業者側の負担になります。なおPFI事業者がISO14001の認証を取得することは自由ですが、要求水準ではそこまで求めてはおりません。
水準-74	10	4	(2)	ア	(ア)	d	保険契約者を代表企業または構成員としてもよろしいでしょうか。	事業者の裁量でご判断頂いて結構です。
水準-75	10	4	(2)				火災保険は貴局にて付保するものと考えてよろしいでしょうか。その場合、代位求償権不行使特約は付帯していただけますでしょうか。	火災保険の付保は事業者の裁量にて決定してください。
水準-76	11	5					設備施工基準は事業者の裁量に任せただけだと考えてよろしいでしょうか。	施設・設備の安全性を考慮した後、各種法令及び事業者公募要項等に示した条件を満たすような基準で施行するようお願いします。
水準-77						別紙2	事業範囲内における、煙突・温水器・復水タンク・温水槽及び各種管については全て事業者による新設が必要でしょうか。また、これらの設備全てが国庫補助対象と考えてよいのでしょうか。	事業者の提案によります。ただし、機器の修繕に係る費用については、国庫補助対象外となります。
水準-78						別紙3	既存の煙突は使用せず排気管を屋外開放する施工で宜しいですか。	ご質問の提案を否定するものではありません。
水準-79						別紙6	新規発電設備の発電機盤の設置場所は既存電気室内に設置せずガスエンジン設置場所1Fに設置することは可能ですか。	ご質問の提案を否定するものではありません。

業務要求水準書

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
水準-80						別紙10	新規ガスエンジン発電設備用冷却塔の設置場所は屋上以外でも宜しいですか	ご質問の提案を否定するものではありません。
水準-81						別紙11	既存設備の東電側インピーダンス、10号～50号設備発電機インピーダンスをご教示ください。	東京電力側のインピーダンスは、問合わせ中で確認でき次第お知らせいたします。北部第二下水処理場の受電遮断器の遮断容量は72kV, 25kAです。ガス発電機のインピーダンスについては、関心表明者に提示いたします。
水準-82						別紙11	既設発電機盤には、比率作動継電器が収納されていますが、電気設備技術基準の解釈より、新規発電機盤には不要と考えてよろしいですか。	技術基準上は10,000kVAとなっていますが、設備課の一般仕様書では2,000kVAのため設置されています。新規発電設備については、事業者の裁量のお任せします。
水準-83						別紙14	記号中、"MC/30" "BR" "LCB" "IB" "AR" が記載されていますが何の略号ですか。凡例等をご提示ください。	MC/30: 製造業者機器名称(制御盤)、BR: バッファリレー盤、LCB: 現場操作盤、IB: 計装収納盤、AR: 補助継電器盤
水準-84							別紙5～12に関し、CAD図をいただくことは可能でしょうか。	CAD図を配布致します。ただし、別紙9, 10につきましてはCAD図がありませんので、ご了承ください。